

長野市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

長野市議会委員会条例（昭和42年長野市条例第84号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項総務委員会第3号中「地域振興部」を「財政部」に改め、同項総務委員会第4号中「財政部」を「市民生活部」に改め、同項福祉環境委員会中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同項経済文教委員会中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同号の前に次の1号を加える。

(2) 文化スポーツ振興部に関すること。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。